

令和2年5月29日

本学学生の皆さんへ

副学長 平山浩一

政府による緊急事態宣言が解除されましたが、7月末までは「移行期間」として段階的に社会経済の活動レベルを引き上げるとしております。本学としましても少なくとも6月末までは学内における活動は「漸次緩和」を基本といたします。本学学生の皆さんには6月末まで、引き続き学内への立ち入りを原則禁止といたします。以下については特例として目的に応じた一時的な立ち入りを許可しますが、いずれもマスク着用を必須とし、三密を避け、都度手指の消毒を必ず行って下さい。

- ・ 自宅（下宿、アパート等を含む）ではオンライン授業を受講することが困難である学生が学内の指定された講義室等で受講する場合
- ・ 指導教員による研究室の感染防止対策に関する届出が受理され、研究室への立ち入りを許可された場合
- ・ 短時間の図書館利用（図書館から指示される利用方法に従うこと）
- ・ 短時間の生協利用（生協から指示される利用方法に従うこと）

なお、体調のすぐれない学生、および帰省先や就職活動等から北見に戻って自宅待機2週間未満の学生は、オンライン授業の学内での受講、研究室への立ち入りおよび図書館利用を禁止します。また、発熱(37.5℃以上)や呼吸器症状がある学生は、上記にかかわらず学内への立ち入りを禁止します。

今後も、大学からの具体的な指示および皆さんの参考となる情報は本学ホームページにて逐次公開する予定です。学生の皆さんは毎日本学ホームページを確認するようお願いいたします。

本学は皆さんの学習機会が損なわれないように全力でサポートします。学生の皆様も自分自身はもとより大学を含め地域の生活を守り、なにより生命を守るため、大学の一員として一致団結した行動にご協力ください。